

被懲戒外国法事務弁護士の業務停止期間中における業務規制等について弁護士会及び日本弁護士連合会の採るべき措置に関する基準

(平成十六年五月八日理事会議決)

改正 平成二六年一月一八日
令和 二年 三月一八日

(目的)

第一 この基準は、日本弁護士連合会から外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第五十二条第一項第二号に掲げる懲戒の処分(以下「処分」という。)を受けた外国法事務弁護士(以下「被懲戒外国法事務弁護士」という。)の業務停止の期間中における業務規制等について、弁護士会及び日本弁護士連合会の採るべき措置を定め、もって、国民の外国法事務弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会に対する信頼並びに懲戒制度の実効性を確保するとともに、処分の適正かつ公平な運用を図ることを目的とする。

(業務規制等の説示)

第二 日本弁護士連合会は、処分の告知に当たり、被懲戒外国法事務弁護士に対し、次に掲げる事項及び弁護士会が別に定める規制措置について説明し、その遵守を説示しなければならない。

(受任事件の取扱い)

一 被懲戒外国法事務弁護士は、受任している法律事件(以下「受任事件」という。)について、次のイ及びロに従った措置を採らなければならない。

イ 被懲戒外国法事務弁護士は、直ちに依頼者との委任契約を解除しなければならない。

ロ イの規定にかかわらず、業務停止の期間が一箇月以内であつて、依頼者が委任契約の継続を求めてその旨を記載した確認書を作成し、その写しを弁護士会又は日本弁護士連合会(以下「弁護士会等」という。)に提出する場合は、被懲戒外国法事務弁護士は、依頼者との委任契約を解除しないことができる。ただし、被懲戒外国法事務弁護士が依頼者に対して委任契約の継続を求める働きかけをした場合は、この限りでない。

(顧問契約の取扱い)

二 被懲戒外国法事務弁護士は、直ちに依頼者との顧問

契約を解除しなければならない。

(預り金の受領禁止)

三 被懲戒外国法事務弁護士は、和解金等の弁済その他依頼者のために預り金を受領してはならない。依頼者から金員を預かる場合も、同様とする。ただし、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百五十四条に該当する場合は、この限りでない。

(依頼者等への引継ぎ)

四 被懲戒外国法事務弁護士は、第一号又は第二号の規定により委任契約又は顧問契約を解除した場合は、依頼者及び当該法律事務を新たに取り扱う弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人(以下「弁護士等」という。)に対し、誠実に法律事務の引継ぎをしなければならない。

(報酬の相殺禁止)

五 被懲戒外国法事務弁護士は、被懲戒外国法事務弁護士の預り金口座等に業務停止の期間中に入金された和解金等の預り金について、依頼者に対する預り金返還債務と外国法事務弁護士の報酬の請求権を相殺してはならない。

(復代理人の選任等)

六 被懲戒外国法事務弁護士は、新たに復代理人を選任し、又は他の弁護士若しくは外国法事務弁護士を雇用する等してはならない。

(復代理人等の監督)

七 被懲戒外国法事務弁護士は、処分を受ける前に選任した復代理人並びに雇用する等した弁護士及び外国法事務弁護士(以下「補助弁護士等」という。)に対し、指示及び監督をしてはならない。

(事務所の管理行為等)

八 被懲戒外国法事務弁護士は、事務所の管理行為及び賃貸借契約並びに補助弁護士等及び従業者との雇用契約等を継続することができる。

(事務所の使用)

九 被懲戒外国法事務弁護士は、その事務所を自らの外国法事務弁護士業務を行う目的で使用してはならない。ただし、受任事件の引継ぎその他この基準によって業務停止の期間中も認められている事務等のため必要があるときは、その事務所の使用目的その他必要事項の届出を行った上で、弁護士会等の承認を得てその事務所を使用することができる。自らの外国法事務弁護士業務以外の目的で使用する場合であっても、被

懲戒外国法事務弁護士は、弁護士会等が求めるときは、その事務所の使用目的その他必要な事項を届け出なければならぬ。

(事務所表示の除去)

十 被懲戒外国法事務弁護士は、直ちに外国法事務弁護士及びその事務所であることを表示する表札、看板等一切の表示を除去(表示としての機能を失わせる措置一般をいう。以下同じ。)しなければならない。ただし、被懲戒外国法事務弁護士が業務停止の期間中であること及びその期間を、弁護士会等の指示する方法で表示することにより、除去に代えることができる。

(広告の除去)

十一 被懲戒外国法事務弁護士は、前号に規定するほか、外国法事務弁護士等の業務広告に関する規程(会規第四十五号)第二条に規定する広告をしているときは、直ちにこれを除去し、又は弁護士会等の指示に従わなければならない。

(名刺等の使用)

十二 被懲戒外国法事務弁護士は、外国法事務弁護士の肩書又はその事務所名を表示した名刺、事務用箋及び封筒を自ら使用し、又は他に使用させてはならない。

- 5 -

被懲戒外国法事務弁護士と事務所を共にする弁護士等は、その事務所名を表示した名刺、事務用箋及び封筒を自ら使用することができる。

(外国法事務弁護士記章及び身分証明書の返還)

十三 被懲戒外国法事務弁護士は、外国法事務弁護士記章規則(規則第四十三号)第六条第二項及び弁護士の身分証明書の発行に関する規則(規則第六十号)第十三条第一項第二号の規定により、直ちに外国法事務弁護士記章及び身分証明書を日本弁護士連合会に返還しなければならない。

(会務活動)

十四 被懲戒外国法事務弁護士は、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第四十四条の弁護士会連合会の会務に関する活動を行うことができない。

(公職等の辞任)

十五 被懲戒外国法事務弁護士は、弁護士会等の推薦により官公署等の委員等に就任している場合は、直ちに当該官公署等に対し、辞任の手續を執らなければならない。

(弁護士会等との連絡)

- 6 -

十六 被懲戒外国法事務弁護士は、弁護士会等と容易に連絡を取ることができる状態を維持し、弁護士会等の求めがある場合は、この基準に定める遵守事項の履行状況を報告し、弁護士会等の指導及び監督に従わなければならない

(指導及び監督)

第三 弁護士会等は、被懲戒外国法事務弁護士がこの基準及び弁護士会等の定める規制措置を遵守するよう指導及び監督をしなければならない。

(弁護士会の定める規制)

第四 弁護士会は、必要がある場合は、被懲戒外国法事務弁護士に対する業務停止の期間中における業務の規制及び弁護士会の採るべき措置について、この基準に準じ別に定めることができる。

(施行期日)

第五 この基準は、平成十六年五月八日から施行する。

附 則 (平成二六年一二月一八日改正)

題名及び第一から第四までの改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。

- 7 -

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行)

附 則 (令和二年三月一八日改正)

1 第一及び第二の改正規定は、令和二年九月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 改正後の第一及び第二の規定は、施行日以後の処分に適用し、同日前の処分については、なお従前の例による。

- 8 -